

# 川越市教育委員会第3回定例会会議録

- 1 会議の場所 川越市教育委員会 教育委員会室
- 2 開 会 平成27年7月2日 午後2時
- 3 閉 会 平成27年7月2日 午後2時55分
- 4 出席委員 梶川牧子、長谷川 均、原田由美、長井良憲、伊藤 明
- 5 欠席委員 なし
- 6 委員長の職務を行った者 委員長梶川牧子
- 7 説明のため出席した者 教育総務部長横田 隆、学校教育部長小林英二、教育総務部副部長兼教育財務課長野口昭彦、教育総務部参事兼地域教育支援課長芹沢雅一、教育総務部参事兼中央公民館長長谷部洋志、学校教育部副部長兼教育指導課長佐野 勝、学校教育部参事兼学校管理課長中野浩義、学校教育部参事兼学校給食課長佐藤達次郎、学校教育部参事兼市立川越高等学校事務長大嶋美紀夫、学校教育部参事兼教育センター所長小熊利明、教育総務課長川合俊也、文化財保護課長下 薫、中央図書館長澤田勝弘、博物館長田中 信、都市計画部都市景観課長大澤 健

## 8 前回会議録の承認

平成27年度第2回定例会会議録を承認した。

## 9 議題及び議事の概要

日程第1議案第12号 川越市立博物館協議会委員を委嘱することについて

(非公開)

日程第2議案第13号 川越市幼児教育振興審議会委員を委嘱することについて

(非公開)

日程第3議案第14号 川越市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員を委嘱することについて

(非公開)

日程第4議案第15号 川越市立図書館協議会委員を委嘱することについて

(非公開)

## 10 報告事項

### (1) 川越市教育委員会の活動の点検評価懇話会委員の選任について

教育総務課長

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければなら

ない」とされている。また、同条第2項の規定により、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用が義務付けられていることから、「川越市教育委員会の活動の点検評価懇話会」を設置し、委員の選任を行ったものである。

今年度の委員については、黒田弘美氏、成松恭平氏、水谷薫氏の3名であり、成松氏については昨年に引き続きお願いしようとするものである。

なお、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する今後のスケジュールは、点検評価懇話会を7月中旬にかけて2回程度開催し、点検・評価の内容に関して頂いた各委員からの意見を付した素案を7月の教育委員会定例会で協議して頂く予定である。更に8月の教育委員会定例会での議案審議を経て、平成27年川越市議会第4回定例会（9月議会）に報告書を提出した後、市ホームページ等により公表しようとするものである。

## 委員

昨年、点検内容において、教育関係より文化財や文化芸術に対する意見が少ないように感じたため、委員の選任人数についても3名にこだわらず、文化財関係の専門家にも入ってもらい幅広く議論してもらった方が良くをお願いしたが、今年度の委員の選任にあたり、その点は考慮したのか伺いたい。

## 教育総務課長

昨年の定例会において、ご指摘のとおり2点について意見を頂いた。1点目は、委員の構成は、教育分野、文化財分野及び総合的に見識を持った方を選任する方がバランスが取れるもとの考える、2点目は、委員数についても3名にこだわらず広く選任してもらいたいとの内容であった。

昨年度の意見を踏まえ、今年度の委員構成については、昨年と同様、PTA連合会、元学校長、大学教授となっている。点検評価における「学識経験者の知見の活用」とは、評価の客観性を確保する趣旨であるが、今回、新たに選任した方は、博物館で指導主事をしてきた経験から文化財分野での意見等を期待しているところである。文化財に関する意見は、点検評価報告書の方向性Ⅲ、施策の柱「文化財・伝統芸能等の保存及び活用」であるが、多くの意見等を頂いているところでもあるため、今回新たに選任した委員にも積極的な意見を期待しているところである。

なお、次期教育振興基本計画の審議会委員の中には、文化財保護審議会から推薦を頂いている委員も委嘱しているところである。

次に3名の委員数についてだが、他市の状況をみると県内の人口20万人以上の市では、本市を含め8市中7市が3名、1市が2名となっている。

そのため、委員の構成、委員数については、現時点では適当であると考えているが、引き続き今後の検討とさせて頂きたいと考えている。

## 委員

委員数については3名にこだわる必要はないと思う。その理由として確認する資

料が膨大であること、懸命に取り組んできた事業に対する評価であることから適正に評価されるべきである。そのためには、幅広い分野から多角的な視点で評価すべきであるため、来年度も前向きに検討して頂きたい。

委員長

報告事項(2)から(8)までは、公立学校の大規模改造工事、大規模改造給排水設備工事及びトイレ改修工事請負契約に係る報告であることから、一括での説明をお願いしたい。

副部長兼教育財務課長

報告事項(2)から(8)の内容については、今年度実施する小学校1校、中学校1校の大規模改造工事及び小学校3校、中学校2校で実施するトイレ改修工事の内、契約の金額が三千万円以上のものである。

**(2) 川越市立牛子小学校大規模改造工事請負契約について**

副部長兼教育財務課長

川越市立牛子小学校大規模改造工事として、外壁改修工事、内部改修工事、トイレ改修工事に係る工事請負契約を契約金額103,935,960円で堀尾建設株式会社代表取締役堀尾泰崇と締結したものであり、工期は平成27年5月26日から平成27年9月30日までとするものである。

**(3) 川越市立大東中学校大規模改造工事請負契約について**

副部長兼教育財務課長

川越市立大東中学校大規模改造工事として、外壁改修工事、内部改修工事、トイレ改修工事に係る工事請負契約を契約金額106,574,400円で川木建設株式会社代表取締役鈴木健二と締結したものであり、工期は平成27年5月26日から平成27年9月30日までとするものである。

**(4) 川越市立大東中学校大規模改造給排水設備工事事請負契約について**

副部長兼教育財務課長

川越市立大東中学校大規模改造給排水設備工事として、冷暖房設備工事、衛生器具設備工事、給排水設備工事、消火設備工事に係る工事請負契約を契約金額32,643,000円で川越設備株式会社代表取締役関根州一と締結したものであり、工期は平成27年6月2日から平成27年9月30日までとするものである。

**(5) 川越市立芳野小学校トイレ改修工事請負契約について**

副部長兼教育財務課長

川越市立芳野小学校トイレ改修工事として、建築改修工事、電気設備改修工事、機械設備改修工事に係る工事請負契約を契約金額31,784,400円で株式会社横田住建代表取締役久高健と締結したものであり、工期は平成27年6月16日から平成27年9月30日までとするものである。

**(6) 川越市立霞ヶ関東小学校トイレ改修工事請負契約について**

副部長兼教育財務課長

川越市立霞ヶ関東小学校トイレ改修工事として、建築改修工事、電気設備改修工事、機械設備改修工事に係る工事請負契約を契約金額38,646,800円で株式会社横田住建代表取締役久高健と締結したものであり、工期は平成27年6月16日から平成27年9月30日までとするものである。

(7) 川越市立上戸小学校トイレ改修工事請負契約について

副部長兼教育財務課長

川越市立上戸小学校トイレ改修工事として、建築改修工事、電気設備改修工事、機械設備改修工事に係る工事請負契約を契約金額37,335,600円で環境クリエイト株式会社代表取締役林美孝と締結したものであり、工期は平成27年6月16日から平成27年9月30日までとするものである。

(8) 川越市立芳野中学校トイレ改修工事請負契約について

副部長兼教育財務課長

川越市立芳野中学校トイレ改修工事として、建築改修工事、電気設備改修工事、機械設備改修工事に係る工事請負契約を契約金額35,478,000円で株式会社高橋工務店代表取締役高木昌壽と締結したものであり、工期は平成27年6月17日から平成27年9月30日までとするものである。

委員

報告事項(2)から(8)までの工事における国の補助金の割合はどのぐらいか伺いたい。

副部長兼教育財務課長

小中学校における大規模改造工事及びトイレ改修工事については、当初国の補助金は受けられないとのことだったが、大規模改造工事については、対象工事費用の3分の1について国庫補助を受けられる見込みになり、その他の財源は、市債と一般財源で対応する予定である。

委員

トイレ改修工事については、国の補助金は受けられるのか確認したい。

副部長兼教育財務課長

トイレ改修工事については、国の補助対象とはならないため市債と一般財源で対応する予定である。

(9) 時の鐘耐震化工事請負契約について

文化財保護課長

時の鐘耐震化工事として、建築工事、電気設備工事、機械設備工事に係る工事請負契約を契約金額95,774,400円で川木建設株式会社代表取締役鈴木健二と締結したものであり、工期は平成27年6月16日から平成29年1月13日までとするものである。

委員

仮囲い用のシートデザインは決まっているのか伺いたい。

文化財保護課長

シートのデザインについてはおおよそ決まっており、工事1年目は、約3メートルの高さを仮囲いするため、工事用出入り口の両側に時の鐘のイラストを配置する予定である。工事2年目は、時の鐘全体を仮囲いするため、関根松五郎が建築した当時の時の鐘が描かれた約10メートルの幕を掲げる予定である。

委員

工事期間中は、薬師神社まで通行できるようにするのか。

文化財保護課長

工事期間中については、薬師神社境内まで通行できる70センチメートル程度の通路を設けるため参拝は可能である。

#### (10) 川越市立特別支援学校の平成28年度生徒募集について

参事兼教育センター所長

平成28年度川越市立特別支援学校生徒募集については、募集人員を高等部16名、入学選考期日を平成28年1月12日とし、募集内容については、昨年度からの変更点は特にない。なお、入学選考期日については、近隣の県立特別支援学校等の選考日を考慮した設定になっており、受検者数の確保を図ろうとするものである。

委員

近隣の県立特別支援学校等より選考日を早くすることで生徒を確保できているのか確認したい。

参事兼教育センター所長

特別支援学校では、生徒が将来社会で自立を達成するための能力を養うことを目的としているため、卒業時に就労できることを目指しており、ほぼ全員が就労している。

委員

市内と市外の生徒の割合を確認したい。

参事兼教育センター所長

平成27年度の選考結果では、市内の志願者が21名、市外の志願者が21名となり合計42名の生徒が志願している。また、合格者の内訳として市内の合格者が9名、市外の合格者が7名となっており合計16名となっている。

委員

市内の生徒は、前年度、前々年度と比較して増加しているのか。

参事兼教育センター所長

平成26年度の選考結果では市内の生徒が15名、市外の生徒は30名、平成25年度の選考結果では市内の生徒が13名、市外の生徒が33名という志願の状況になっている。

委 員

入学金の支払いはあるのか。

参事兼教育センター所長

特別支援学校では入学金の払い込みはない。

委 員

市立川越高等学校では入学金について市内と市外で差をつけているが、特別支援学校においては、市内と市外で差をつけていることはあるのか。

参事兼教育センター所長

特別支援学校が埼玉県内で初めての養護学校であったため、幅広い区域からの生徒を受け入れていた経緯があり、居住地域で差をつけてはいない。

## 1 1 その他

- (1) 議事に先立ち委員長から、議案第12号から第15号については人事に関する情報であることからこれらの審議に係る会議を公開しないこととする動議が提出され、全出席委員がこの動議に賛成し、当該審議については非公開として取扱うことに決定した。
- (2) 議案第14号の上程に先立ち、教育長から同議案に関する事務は川越市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則に基づいて都市計画部長及び都市景観課長に補助執行させ、川越市行政組織規則において都市景観課長の事務として定められていることから、本議案の説明を都市景観課長から行わせたいと発議があり、全委員異議なく賛成し説明は都市景観課長から行われた。
- (3) 会議録署名委員として、原田委員、長井委員が指名された。
- (4) 次回教育委員会は平成27年7月27日（月）午前10時30分開催に決定した。